

# 国民健康保険「限度額適用認定証」等の更新について

## ●「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請について

現在の「限度額適用認定証」等の有効期限は、7月31日です。新しい認定証が必要な方は、8月中に住民保険課保険年金係（窓口②）で交付申請をしてください。

※マイナ保険証で受診される方は「限度額適用認定証」を提示しなくても、限度額以上の支払いが免除されます。

## ●お勤め先の健康保険に加入された方

国民健康保険の喪失の届出が必要になります。お勤め先の資格確認書または資格情報のお知らせ（扶養家族全員分）と個人番号（マイナンバー）の分かるものをお持ちのうえ、住民保険課（窓口②）で手続きをしてください。

## 令和7年度 国民健康保険税率のお知らせ

令和7年度の国民健康保険の税率は、令和6年度の税率を据え置きます。

7月中旬に世帯主宛に納税通知書をお送りいたしますので、内容をご確認ください。

令和7年度の  
国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税	=	医療分	+	支援金分	+	介護分
---------	---	-----	---	------	---	-----

医療分 (限度額66万円)	=	所得割 基準総所得金額等* × 6.90%	+	均等割 38,800円 × 加入者数
支援金分 (限度額26万円)	=	所得割 基準総所得金額等* × 2.40%	+	均等割 12,900円 × 加入者数
介護分 (限度額17万円) 40歳~64歳	=	所得割 基準総所得金額等* × 2.10%	+	均等割 15,800円 × 加入者数

※基準総所得金額等 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除額（前年の合計所得が2,400万円以下の方は43万円）

## 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和7年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和7年7月~令和8年6月の期間を対象として審査します。

## 産前産後期間の国民年金保険料の免除について

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

### 【申請先及びお問い合わせ先】

住民保険課 ☎27-0174  
大垣年金事務所 ☎78-5166